

# 第3章 社会参加へ向けた自立の基盤づくり

## 第1節

### 障害のあるこどもの育ち・教育及び学生支援に関する施策

#### 1. 障害のあるこどもに対する福祉の推進

##### (1) 障害児保育の推進

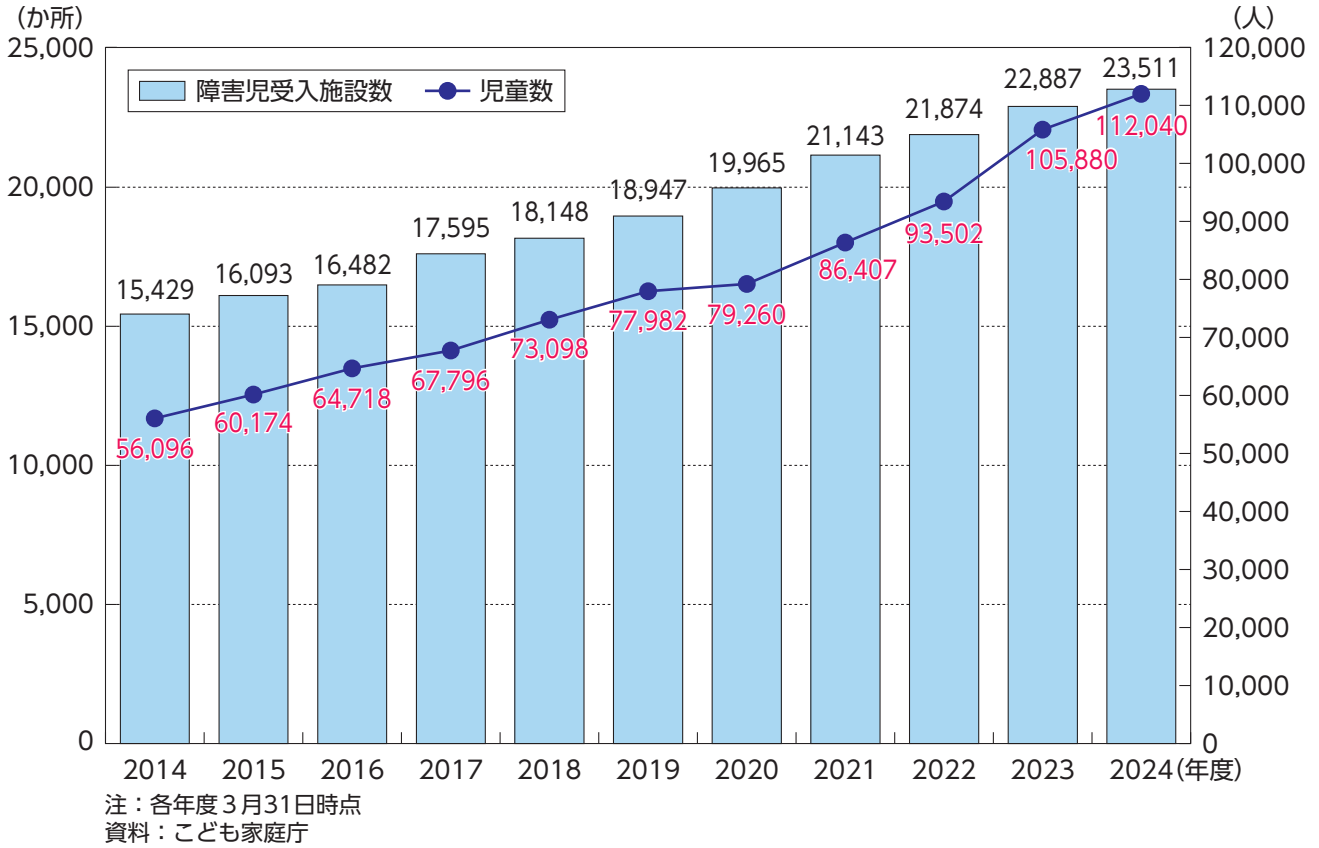
障害のあるこどもは、一人一人多様な育ちがある中で個々のニーズに応じた丁寧な支援が必要と捉えることが大切である。全てのこどもの健やかな育ちを支え、「誰一人取り残さない」社会を実現する観点から、地域における支援体制の強化やインクルージョンの推進が重要である。

保育所等における障害のあるこどもの受入れ児童数は、図表3-1のとおり、10年間で約2倍となっており、一層の受入体制の整備が求められている。

特別な配慮を必要とするこどもの保育に当たっては、一人一人のこどもの発達過程や障害の特性を把握し、適切な環境の下で実施される必要があるとともに、家庭や関係機関と連携した支援が求められていることから、子ども・子育て支援制度では、①障害のあるこども等を保育所、幼稚園、認定こども園で受け入れ、地域関係機関との連携や相談対応等を行う場合に、地域の療育支援を補助する者を配置、②地域型保育事業で、障害のあるこどもを受け入れた場合にこども2人に対し保育士1人の配置を行うこととしている。

また、保育現場における障害児保育のリーダー的職員を育成するため、「保育士等キャリアアップ研修」の研修分野に「障害児保育」を盛り込み、担当職員の専門性の向上を図っており、研修を修了し、リーダー的職員となった者の人件費の加算を実施している。

■ 図表3-1 障害児保育の実施状況推移



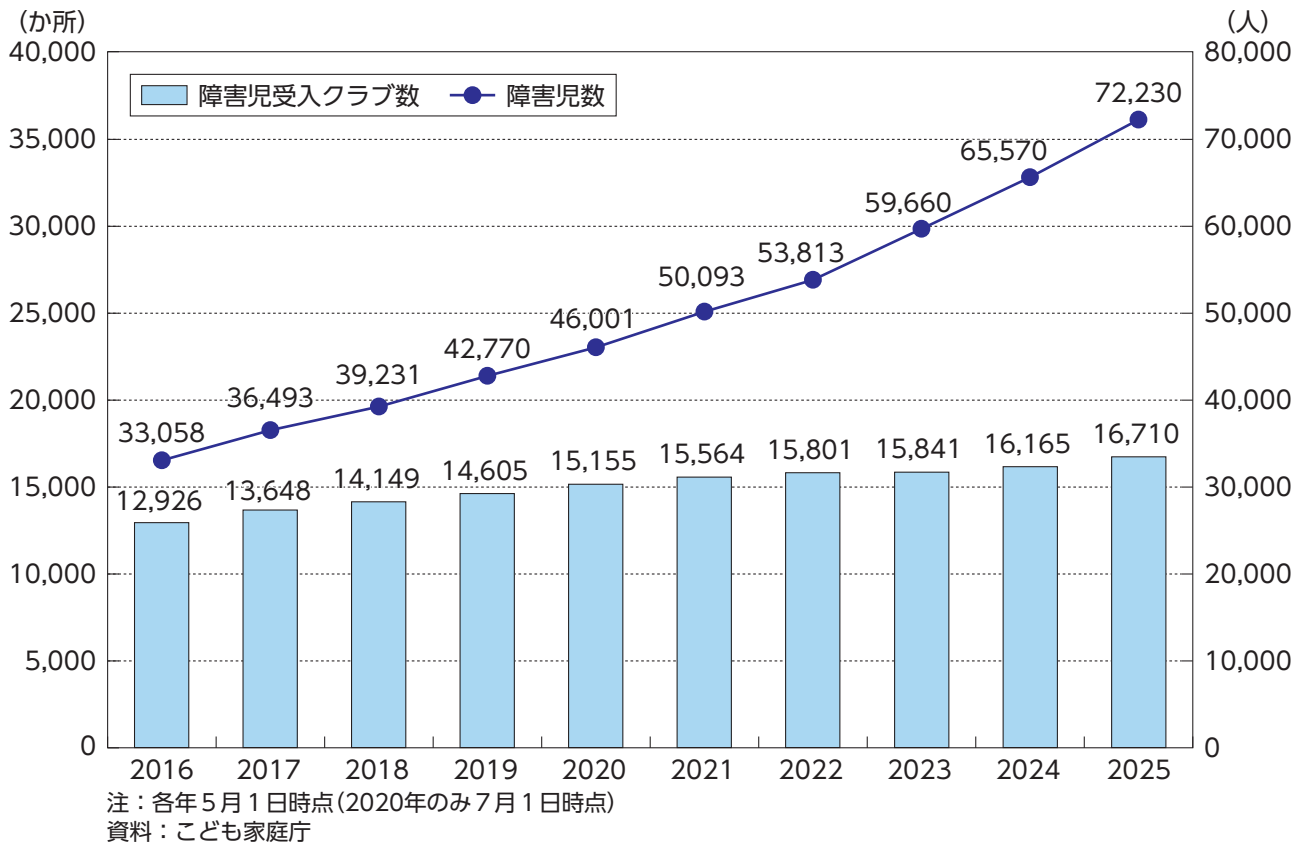
(2) 放課後児童クラブにおける障害のある児童の受入推進

障害のある児童を受け入れる放課後児童クラブは、この10年間で3割近く増加しており、児童数も2倍以上となっている。2025年5月現在、全放課後児童クラブの約3分の2のクラブが約72,000人を受け入れている。個々の障害の程度等に応じた適切な対応のため、受入に当たって、専門的知識等を有する職員の配置に必要な経費を補助している。

2022年度からは、障害のある児童3人以上の受入れに対する最大3名の職員の加配や、医療的ケア児の受入れを行う場合の送迎や病院への付き添い等の看護師等の補助を実施している。

また、「放課後児童対策パッケージ2026」（令和7年12月26日付こども家庭庁及び文部科学省通知の別紙）において、放課後児童クラブと学校関係者や療育等の専門機関・施設等の関係機関との連携を改めて促している。

■ 図表 3-2 放課後児童クラブにおける障害児の受入数の推移



### (3) 療育体制の整備

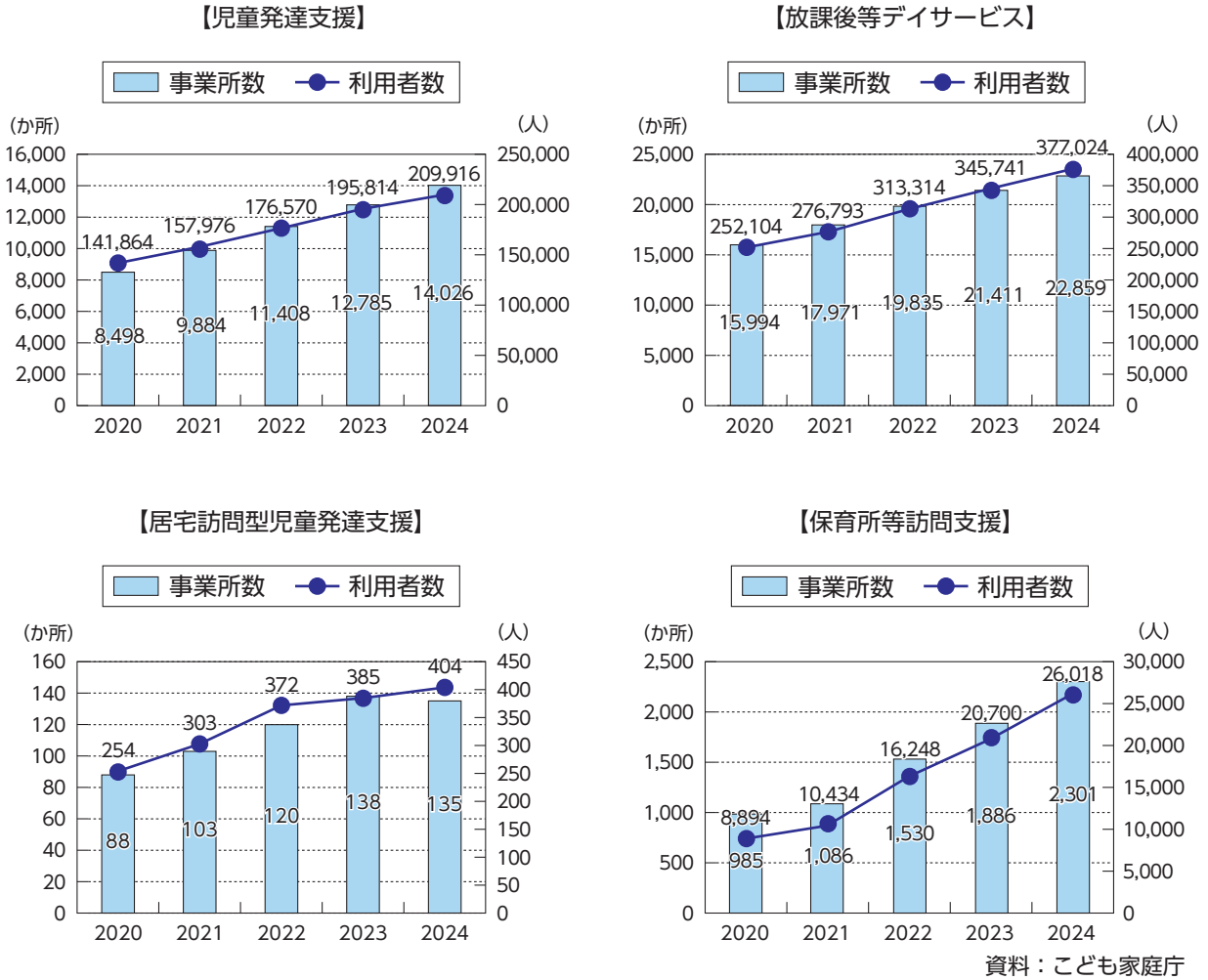
#### ア 障害児支援の充実

障害児支援は、2010年の「児童福祉法」の一部改正により、2012年4月から、通所による支援を「障害児通所支援」として、入所による支援を「障害児入所支援」として、それぞれ利用形態の別により一元化し、学齢期における支援の充実を図るために「放課後等デイサービス」を、保育所等に通う障害のある児童に対して集団生活への適応を支援するために「保育所等訪問支援」を設けている。

2022年の「児童福祉法」の一部改正により、2024年4月からは、主に未就学の障害児の発達支援を行う児童発達支援センターについて、地域における障害児支援の中核的役割を担うこととしている。障害児に係る福祉サービスの利用に当たっては、2019年10月以降、就学前の障害児について、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象に、障害児通所支援・障害児入所支援の利用料を無償化している。また、補装具は、障害のある子どもにとって欠かせないものであり、成長に応じて交換が必要であることを踏まえ、障害児に関する補装具費支給制度の所得制限を2024年4月に撤廃した。

こうした中、通所支援である「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「居宅訪問型児童発達支援」、「保育所等訪問支援」については、発達障害の認知の社会的広がり等を背景に利用者数が増加している。

■ 図表3-3 障害児通所支援の事業所数及び利用者実績の推移



### イ 地域における支援体制の整備

地域で生活する障害のある児童やその家族を支えるため、「児童福祉法」に基づき、児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等において発達支援や相談支援等を行っている。

難聴児については、こども家庭庁及び文部科学省において、都道府県における新生児聴覚検査の体制整備の拡充や聴覚障害児支援のための中核機能の強化に取り組んでいるほか、2022年2月に、新生児聴覚検査体制の整備、地域における支援（協議会の設置等）、家族等に対する支援（情報提供等）、学校等関係機関における取組等を内容とする、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」（令和4年2月25日）を策定した<sup>1</sup>。こども家庭庁及び文部科学省では、本方針を踏まえ、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を都道府県等が作成し、地域の保健、医療、福祉、教育の連携体制の確保を進めるよう、促している。

医療的ケア児については、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、こども家庭庁では、各都道府県における医療的ケア児支援センターの設置など、支援体制の整備の推進等を図っており、2024年2月に全47都道府県において医療的ケア児支援センターが設置された。

各地域における支援体制の整備については、これまでも取組を進めてきたが、こども家庭庁

<sup>1</sup> 厚生労働省及び文部科学省において、2021年3月に「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト」（両省の副大臣が共同議長）を立ち上げた。この報告において、各都道府県で地域の実情に応じて難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画の作成指針として、令和3年度中に作成することとされていた。

が創設された2023年度においても、各都道府県における児童発達支援センター等の機能強化など、各地域における障害児の支援体制の強化を図っている。

また、2024年4月の障害福祉サービス等報酬改定において、児童発達支援センターを中核に、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、地域の障害児支援体制の充実を図ることとしている。

「第3期障害児福祉計画」（2024年度から2026年度まで）では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築、難聴児支援の体制確保、「医療的ケア児等コーディネーター」の配置等を定めている。同計画については、2026年3月、第4期計画（2027年度から2029年度まで）に係る基本指針を策定した。

## 2. 特別支援教育の充実

### (1) 特別支援教育の概要

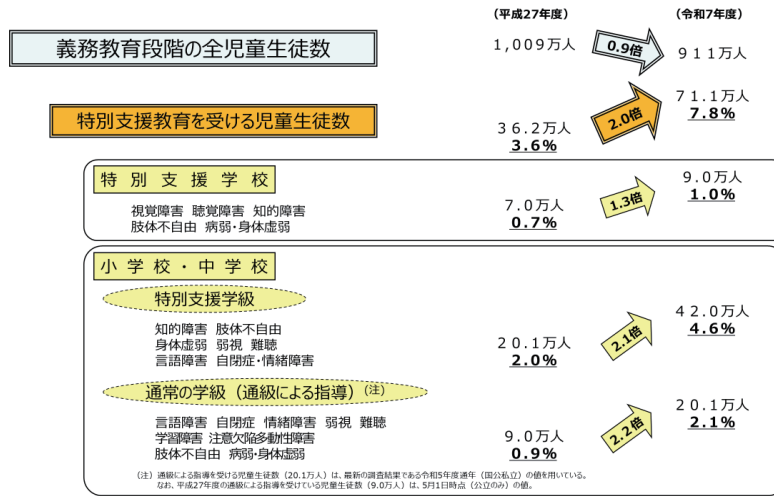
学校においても、障害のあるこどもが自分自身の能力や可能性を最大限に伸ばし、自立や社会参加に必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズに応じ、連続性のある多様な学びの場において必要な支援や指導が受けられる体制を構築していく必要がある。特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、通級による指導では、特別の教育課程や少人数の学級編制の下、専門的な知識・経験のある教職員の配置、障害の状態等に適切に配慮し作成された教科書、施設・設備等を活用した指導が行われている。特別支援教育は、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍する全ての学校で実施されるものであり、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒にも、合理的配慮の提供を行いながら、必要な支援を行う必要がある。

義務教育段階の児童生徒数が減少する中、特別支援教育を受ける生徒は増加している。直近10年間でいずれの学びの場においても大きく増加しており、小・中学校の特別支援学級や通級による指導を受けている児童生徒の伸びが大きい。また、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒数の割合は、2022年度では、小・中学校において8.8%、高等学校において2.2%と推定されており、特別な教育的支援のニーズが高まっている。

■ 図表3-4 特別支援学校等の児童生徒の増加の状況

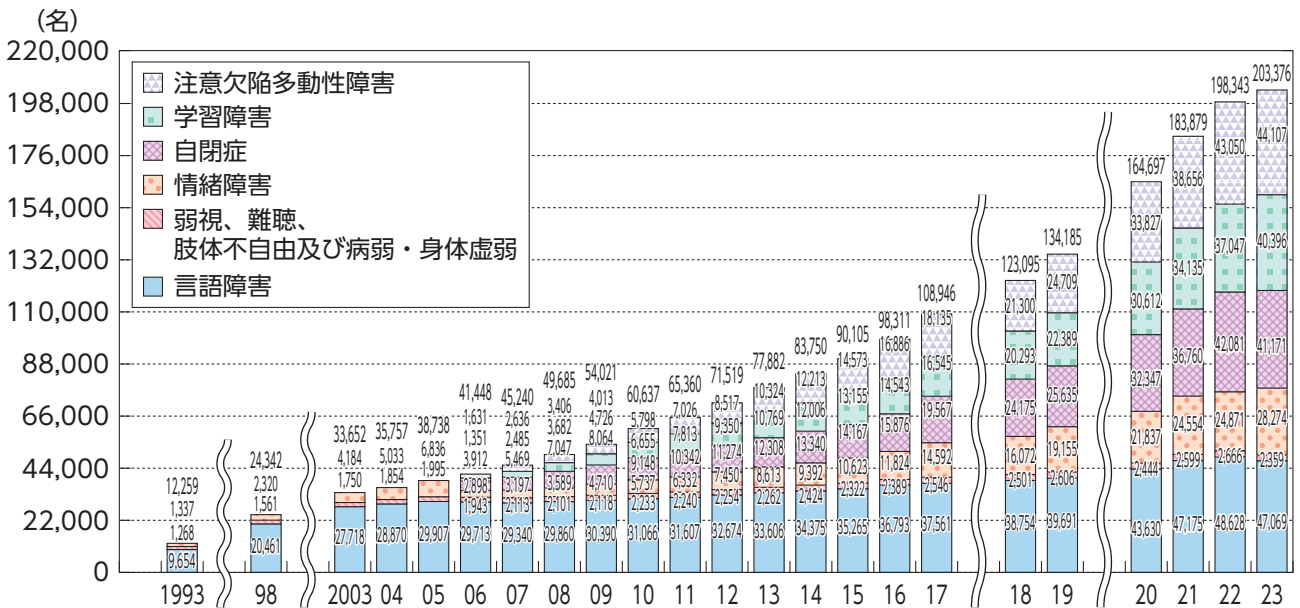
特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H27→R7)

- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増。
- 特に、特別支援学級の在籍者数(2.1倍)、通級による指導の利用者数(2.2倍)の増加が顕著。



資料：文部科学省

■ 図表3-5 通級による指導を受けている児童生徒数の推移(障害種別)



※2020年度～2023年度の数值は、3月31日を基準とし、通年を通級による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、2006年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も2006年度から対象として明示(2005年度以前は主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応)。

※2018年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は2018年度開始であることから、高等学校については2018年度から計上。

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

※2022年度については、2024年能登半島沖地震の影響を考慮して、石川県は国立学校のみ調査を実施し、公立・私立学校に関する調査は実施していない。

出典：通級による指導実施状況調査(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ)

## (2) 多様な学びの場の整備

### ア 特別支援教育に関する指導の充実

#### ① 多様な学びの場における教育

障害のある子どもには、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、通級による指導、通常の学級における指導といった連続性のある多様な学びの場が提供されている。2018年度からは高等学校段階における通級による指導が開始されている。また、障害のため通学して教育を受けることが困難な幼児児童生徒に対しては、家庭、児童福祉施設や医療機関等に教師を派遣して教育（訪問教育）を行っている。文部科学省としては、2021年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」において、本人及び保護者等との合意形成の重要性を示し、各教育委員会の就学事務担当者等に対して、引き続き適切な就学先決定を促している。

特別支援学校学習指導要領では、障害の状態や特性等を踏まえた教育課程の編成に関する留意事項や、障害種ごとの配慮事項等を示している。2024年12月の中央教育審議会諮問を受けて、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会の下に特別支援教育ワーキンググループを設置し、特別支援学校学習指導要領等の改訂に向けた専門的な検討を進めている。

幼稚園、小・中学校及び高等学校における特別支援教育では、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成など個々の児童生徒等の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行うこととしている。これらの計画は、就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けるために重要であり、幼児児童生徒の成長記録や指導内容等に関する情報を、取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関間で共有・活用している。

2023年度の「特別支援教育体制整備状況調査」によると、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受けている児童生徒に対する作成状況は9割を超えている。ただし、通常の学級に在籍する幼児児童生徒のうち学校等が作成する必要があると判断した者に対する作成状況については、作成されていない学校も見られた。このため、文部科学省において、各都道府県教育委員会に対して、個別の指導計画や個別の教育支援計画を適切に作成・活用するよう、引き続き、会議等を通じて周知を行っている。

このほか、改正「障害者差別解消法」において、私立学校を含む全ての事業者において合理的配慮の提供が義務化された。文部科学省においては、合理的配慮の具体的な事例を取りまとめた参考資料や、教職員支援機構と連携して2024年度に作成・公表した研修動画等について、引き続き、各都道府県教育委員会等に対して周知を図っている。

また、2024年度から「インクルーシブな学校運営モデル事業」を実施し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、実証的な研究を行っている。

#### ② 障害のある児童生徒の教科書・教材の充実

文部科学省では、文部科学省著作の教科書として、視覚障害者用の点字版、聴覚障害者用の国語（小学部は言語指導、中学部は言語）及び知的障害者用の国語、算数（数学）、音楽の教科書を作成しており、2024年度に知的障害者用の生活、2025年度に社会、理科及び職業・家庭の教科書を新たに作成した。

なお、特別支援学校及び特別支援学級においては、検定済教科書又は文部科学省著作の教科書以外の図書（いわゆる「一般図書」）を教科書として使用することができる。

また、文部科学省においては、拡大教科書など、障害のある児童生徒が使用する教科用特定図書等<sup>2</sup>の普及を図っている。具体的には、多くの弱視の児童生徒に対応できるよう標準的な規格を定め、教科書発行者による拡大教科書の発行を促しており、2025年度に使用された

小・中学校の検定済教科書については、ほぼ全ての拡大教科書が標準規格にのっとっている。標準規格の拡大教科書では学習が困難な児童生徒のために、一人一人のニーズに応じた拡大教科書等を製作するボランティア団体などに対して教科書デジタルデータの提供を行い、拡大教科書等の製作の効率化を図っている。

通常の検定済教科書において使用される文字や図形等の認識が困難な発達障害等のある児童生徒には、音声教材を提供している。教科書の文字を音声で読み上げ、その箇所がハイライトで表示されるマルチメディアデিজィー教科書等が音声教材として製作されている。製作方法等の調査研究を関係協力団体（大学・特定非営利活動法人等）に委託し、音声教材を無償提供している。提供人数は年々増加しており、2024年度には約3万人となった。



▲マルチメディアデিজィー教科書（公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会）

近年の教育の情報化に伴い、視覚障害や発達障害等により紙の教科書の使用が困難な児童生徒には、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書<sup>3</sup>の使用を可能としており、文部科学省では、2024年度以降、特別支援学校及び特別支援学級を含む全ての小・中学校等を対象として、英語等の学習者用デジタル教科書を提供している。

### ③ ICT活用の推進

GIGAスクール構想の実現に向けて、文部科学省では、障害のある児童生徒も一人一台端末を効果的に活用できるよう、一人一人に応じた入出力装置の整備を支援し、特別支援教育就学奨励費等においてオンライン学習に必要な通信費の支援を行っている。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（NISE）では、ICT活用による指導実績がある教職員に対し、特別支援教育におけるICT活用に関わる指導者研究協議会を実施している。また、学校現場に役立つ事例を紹介したリーフレットの作成等をするとともに、教材・支援機器を使用した具体的な指導事例や活用方法についての動画コンテンツを「特別支援教育教材ポータルサイト」で紹介している。

#### 2 教科用特定図書等

視覚障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため検定済教科書の文字、図形等を拡大して複製した図書（いわゆる「拡大教科書」）、検定済教科書を点字により複製した図書（いわゆる「点字教科書」）その他障害のある児童生徒等の学習の用に供するために作成した教材であって検定済教科書に代えて使用し得るもの。

#### 3 学習者用デジタル教科書

紙の教科書の内容の全部（電磁的に記録することに伴って変更が必要となる内容を除く。）をそのまま記録した電磁的記録である教材。例えば、以下のような活用方法により、教科書の内容へのアクセスが容易となることが期待される。

- ①文字の拡大、色やフォントの変更等により画面が見やすくなることで、一人一人の状況に応じて、教科書の内容を理解しやすくなる。
- ②音声読み上げ機能等を活用することで、教科書の内容を認識・理解しやすくなる。
- ③漢字にルビを振ることで、漢字が読めないことによるつまづきを避け、児童生徒の学習意欲を支える。
- ④教科書の紙面を拡大させたり、ページ番号の入力等により目的のページを容易に表示させたりすることで、教科書のどのページを見るかを児童生徒が混乱しないようにする。
- ⑤文字の拡大やページ送り、書き込み等を児童生徒が自ら容易に行う。

#### ④ 学級編制及び教職員定数

公立の特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級には、障害の状態や能力・適性等が多様な児童生徒が在籍し、一人一人に応じた指導や配慮が特に必要である。「義務標準法」及び「高校標準法」に基づき、学級編制や教職員定数について特別の配慮がなされている。

##### ・学級編制

1学級の児童生徒数の標準については、数次の改善を経て、現在、公立特別支援学校では、小・中学部6人、高等部8人（いわゆる重複障害学級にあつてはいずれも3人）、公立小・中学校の特別支援学級では8人となっている。

##### ・教職員定数

公立の特別支援学校における児童生徒数の増加や障害の重度・重複化に鑑み、大規模校における教頭・副校長あるいは養護教諭等の複数配置や、教育相談担当・生徒指導担当・進路指導担当及び自立活動<sup>4</sup>担当教師の配置が可能な定数措置を講じている。

「義務標準法」の一部改正により、2017年度からは、公立小・中学校における通級による指導など特別な指導への対応のため、10年間で対象児童生徒数に応じた定数措置（基礎定数化）を行っている。また、2018年度から公立高等学校における通級による指導のための加配定数措置を行っている。

このほか、特別支援学校のセンター的機能強化のための教員配置など、特別支援教育の充実を図るための加配定数の措置を講じている。

#### ⑤ 教員の専門性の確保

教員の資質向上を図るため、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所では、特別支援教育関係の教員等に対する研修や講義配信を行っている。独立行政法人教職員支援機構の各地域の中心となる役割を担う教員を育成する研修等や教育委員会等での初任者や中堅教諭向け研修でも、特別支援教育に関する内容を扱っている。

大学などにおける特別支援学校教諭の養成については、有識者会議<sup>5</sup>の報告を踏まえ、2022年に「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」を策定し、2024年度入学生から「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」に基づいた教職課程が開始された<sup>6</sup>。特別支援学校教諭免許状については、「教育免許法」上、当分の間、幼稚園、小・中学校及び高等学校の免許状のみで特別支援学校の教師となるのが可能とされているが、特別支援学校の教師の当該免許状の保有率は9割近くであり、10年前に比べ上昇傾向にある（2023年5月現在）。

また、2023年度に文部科学省において実施した調査では、採用後10年までに特別支援教育に関する経験を2年以上有したことがない教師が、小学校において約9割、中学校において約6割、高等学校において約9割であることが明らかになっている。この結果を受け、文部科学省では、各都道府県教育委員会に対して、教師が特別支援教育を経験することとなる人事上の措置を講じるよう、促している。

さらに、現在も、2024年12月の中央教育審議会諮問を受けて、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループの下に特別支援教育作業部会を設置し、特別支援学校教諭に係る教員免許状の在り方や、特別支援教育を担う教師の専門性向上に向けた専門的な検討を進めている。

4 自立活動：個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達を基盤を培う（特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示））。

5 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議

6 特別支援学校教諭の養成は、2024年4月現在約170の大学で行われている。

## ⑥ 支援スタッフの積極的な登用

特別支援教育の推進に向け、教師以外の支援スタッフの登用も積極的に進めている。障害のあるこどもの学校における日常生活上・学習活動上のサポートを行う「特別支援教育支援員」の配置に係る地方財政措置の拡充や、学校における「医療的ケア看護職員」の配置に係る経費の一部補助等を進めている。2025年度においては、特別支援教育支援員について、76,400人分の地方財政措置が講じられ、医療的ケア看護職員について、4,900人分の配置に係る補助を行った。

## イ 学校施設のバリアフリー化

学校施設は、多くの児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるため、障害のある児童生徒が支障なく安心して学校生活を送ることができるようにする必要がある。また、災害時の避難所など地域のコミュニティの拠点としての役割も果たすことから、施設・設備のバリアフリー化を一層進めていく必要がある。

文部科学省では、学校施設におけるバリアフリー化の取組に対する支援の一つとして、エレベーターやスロープ、バリアフリースイレなどのバリアフリー化に関する施設整備に対して国庫補助を行っている。公立小・中学校等については、補助率の引上げによる支援の強化に加え、早期の整備を促すための整備目標の策定等によりバリアフリー化の推進を図っている。また、2026年3月から、バリアフリー化のポイントや整備事例等のバリアフリー化に関する情報や、当事者のインタビュー等の普及啓発コンテンツ、相談窓口、自治体間のネットワーク構築等を提供する「学校バリアフリープラットフォーム」を文部科学省のウェブサイト中に開設した。



スロープによる段差解消

資料:文部科学省



バリアフリースイレ

## ウ 専門機関の機能の充実と多様化（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（NISE）では、各都道府県等において指導的立場に立つ教職員等を対象とした研修や高等学校での通級指導などに関する指導者研究協議会を実施している。また、通常の学級の教師を含め障害のある児童生徒等の教育に携わる幅広い教師の資質向上の取組を支援するための研修講義のインターネット配信や特別支援学校の教師の免許法認定通信教育を実施している。さらに、文部科学省及び厚生労働省の協力の下、国立障害者リハビリテーションセンターと共同運営する「発達障害ナビポータル」や、合理的配慮の実践事例の掲載等を行う「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」等の情報発信をしている。

このほか、都道府県及び市区町村が直面する課題について、その解決を図るため参画した都道府県及び市区町村教育委員会と協働して実施する「地域支援事業」や、国際的動向や諸外国の最新情報の収集及び海外との研究交流を行う「国際事業」等を行っている。

### (3) 充実した支援体制の整備

#### ア 切れ目ない支援体制整備

インクルーシブ教育システムを構築する上で、教育委員会や学校等は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との適切な連携が重要であり、関係行政機関等の相互連携の下で、広域的な地域支援のための有機的なネットワークを形成することが有効である。

文部科学省では、特別な支援が必要なこどもが、就学前から卒業後にわたって切れ目ない支援を受けられる体制の整備に必要な経費（①連携体制の整備、②個別の教育支援計画等の活用、③連携支援コーディネーターの配置、④普及啓発などに係る経費）の一部を補助する事業を実施するなどして、教育委員会や学校等における取組を推進している。

#### イ 教育と福祉等の連携

発達障害等の障害のあるこどもへの支援に当たっては、学校と障害福祉サービス事業者との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有が必要である。独立行政法人国立特別支援教育総合研究所と国立障害者リハビリテーションセンターでは、2018年3月に取りまとめられた「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト報告」を受け、「連携・協働に関する研修カリキュラム」などを作成し、前述の「発達障害ナビポータル」を活用して情報発信している。2025年度には、新たに、自治体における発達支援に係る教育・福祉の連携の取組事例データベースを構築、公開した。

「個別の教育支援計画」の作成に当たっては、児童生徒等又はその保護者の意向を踏まえつつ、医療、福祉、保健、労働等の関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図ることとされており、文部科学省では、各学校が作成する「個別の教育支援計画」を活用し、引き続き各学校と関係機関等との情報の共有を促進することについて周知している。

2023年4月には、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省合同で課題の共有・検討等を行う「障害や発達に課題のあるこどもや家族への支援に関する家庭・教育・福祉の連携についての合同連絡会議」が設置された。2024年4月には、3省庁連名による「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について」の通知を発出し、厚生労働省では、2024年度において、「教育と福祉の連携推進のための委員会」を立ち上げ、連携促進方策の検討を進めている。文部科学省では、2024年度には、発達障害のある児童生徒等に対する支援に関する家庭・教育・福祉の連携に関する好事例の収集、事例集の作成等を行う調査研究事業を実施し、2025年度には、教育と福祉の連携に関する取組が進んでいる自治体の取組事例を取りまとめた「発達障害のある児童生徒等への支援に向けた教育・福祉の連携事例集」を作成・公表した。

#### ウ 発達障害のあるこどもに対する支援

「学校教育法」では、幼稚園、小・中学校、高等学校等のいずれの学校においても、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する特別支援教育推進が明記されている。

「発達障害者支援法」では、可能な限り発達障害のある児童生徒が発達障害のない児童生徒と共に教育を受けられるような配慮や個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成推進、いじめの防止等のための対策の推進等が規定されている。

文部科学省では、2020年度から2022年度まで、経験の浅い教員の専門性向上に関する支援体制等構築事業を実施し、2021年度からは、ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方の調査研究を実施した。これらの事業で得られた成果をホームページで公表している。2023年度から、発達障害のあるこどもの教育の充実のため、効果的かつ効率的な通級による指導や、

管理職等の教員の理解啓発・専門性向上のための体制構築等に関する研究を実施するとともに、2025年からは、発達障害のある幼児児童生徒等に対する就学前からの切れ目のない支援体制を構築するため、幼稚園等における特別支援教育体制の構築や、学習障害のある児童生徒等に対するICTを活用した効果的な支援に関する実践研究を実施している。

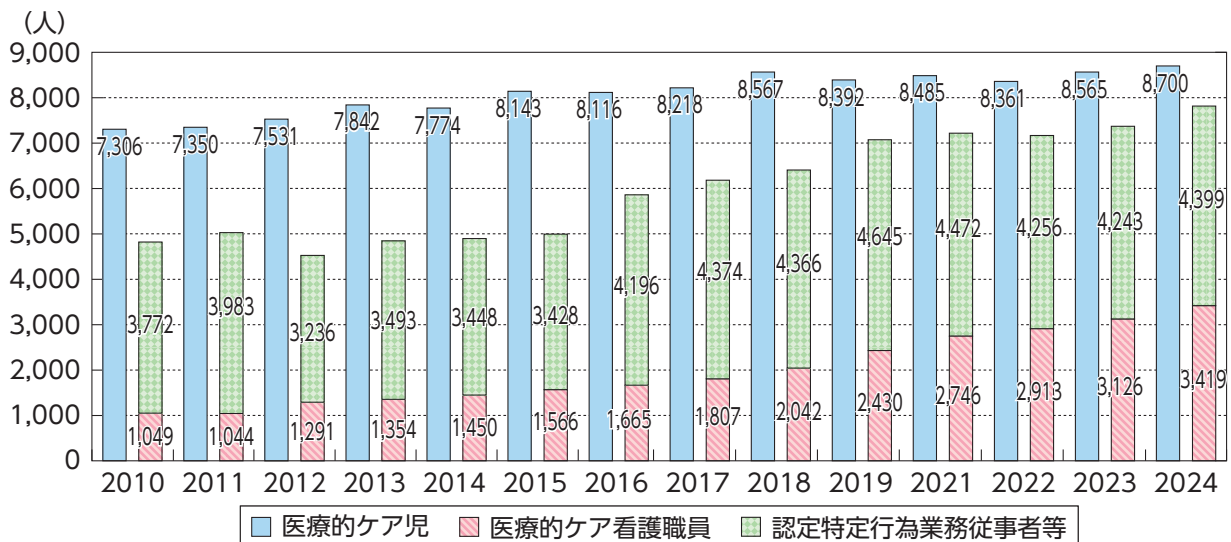
こども家庭庁では、発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等を巡回し、施設の職員や親に対し、気になる段階からの支援のための体制整備を図るとともにインクルージョンを推進する「巡回支援専門員整備」を進めている。

### エ 医療的ケアが必要なこどもに対する支援

文部科学省が実施した学校における医療的ケアに関する調査の結果によると、特別支援学校や小・中学校等に在籍する医療的ケアが必要な幼児児童生徒の数は増加傾向にある。「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、文部科学省では、医療的ケアへの対応や環境整備の充実のため、教育委員会や学校等の取組を支援している。

■ 図表3-6 特別支援学校や幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児等の推移

#### 特別支援学校における医療的ケアに関する推移

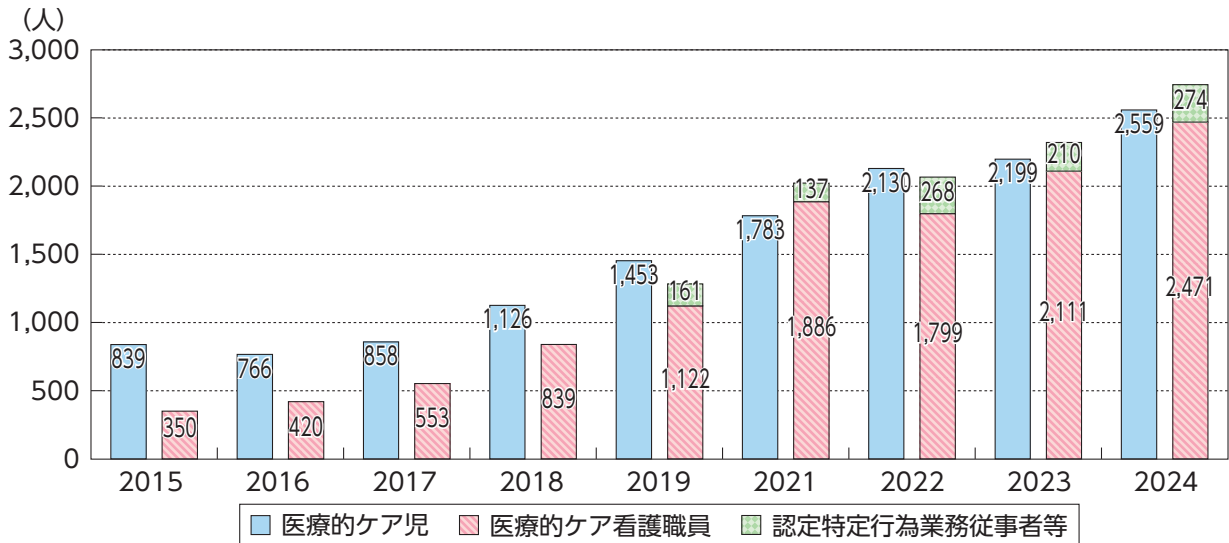


医療的ケア児及び医療的ケア看護職員・認定特定行為業務従事者等の数（特別支援学校）

※ 調査対象  
 ～2018 : 公立の特別支援学校（2011は岩手県、宮城県、福島県、仙台市は調査対象外）  
 2019～ : 国公立の特別支援学校  
 ※ 認定特定行為業務従事者等の数  
 2010、2011 : 医療的ケアに関わっている教員数  
 2012～ : 認定特定行為業務従事者として医療的ケアを行っている教員等の数  
 （調査期日 2012：10月1日、2013～2015：9月1日、2016、2017：年度中に認定特定行為業務従事者として実際に医療的ケアを実施する者（予定を含む）。）  
 2022～ : 認定特定行為業務従事者及び介護福祉士の数  
 ※ 2020は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、学校の負担軽減の観点から調査を実施していない。  
 ※ 医療的ケア看護職員の数、2021年度調査以前は国公立とともに各学校が回答しているが、2022年度以降は国公立分は各学校が回答し、公立分は教育委員会が設置する学校園の状況を回答している。

出典：令和6年度学校における医療的ケアに関する実態調査（文部科学省）

## 幼稚園、小・中・高等学校における医療的ケアに関する推移



医療的ケア児及び医療的ケア看護職員・認定特定行為業務従事者等の数（幼稚園、小・中・高等学校）

※ 調査対象

2015 : 公立の小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む）  
 2016、2017 : 公立の小学校、中学校（義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む）  
 2018 : 公立の幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校（通信制を除く。）、義務教育学校、中等教育学校  
 2019、2021～ : 国公立の幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）、小学校、中学校、高等学校（専攻科を除く。）、義務教育学校、中等教育学校

※ 認定特定行為業務従事者等の数

2019～ : 認定特定行為業務従事者として医療的ケアを行っている教員等の数

2022～ : 認定特定行為業務従事者及び介護福祉士の数

※ 2020は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、学校の負担軽減の観点から調査を実施していない。

※ 医療的ケア看護職員の数、2021年度調査以前は国公立ともに各学校が回答しているが、2022年度以降は国私立分は各学校が回答し、公立分は教育委員会が設置する学校園の状況を回答している。

出典：令和6年度学校における医療的ケアに関する実態調査（文部科学省）

医療的ケア看護職員については、教員と連携協働しながら不可欠な役割を果たす支援スタッフとして、その職務内容について「学校教育法施行規則」に規定するとともに、教育委員会等における配置に係る支援等を行っている。

近年、小・中学校等においても医療的ケア児が増加傾向であることから、教育委員会等における医療的ケアに関する体制の整備等の参考となるよう、「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」を公表している。2025年度は、災害時を含む医療的ケアに関するガイドライン策定に向けた調査研究や、医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究を実施した。

### オ 家庭への支援等

文部科学省と地方公共団体は、障害のあるこどもの特別支援学校や小・中学校の特別支援学級等への就学支援の充実、障害のあるこどもの保護者等の経済的負担を軽減するため、保護者等の属する世帯全体の収入等を算定の基礎として支弁区分を決定し、その負担能力に応じて特別支援教育就学奨励費を支給している。2025年度は、「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」について、補助上限額の引き上げを行った。

## 3. 社会的及び職業的自立の促進

### (1) 特別支援学校と関係機関等の連携・協力による就労支援

障害のある人が自立し社会参加していくためには、企業等への就労の支援が重要である。2025年5月1日現在、特別支援学校高等部卒業者の進路を見ると、福祉施設等入所・通所者の割合が約6割、就職者の割合は約3割となっており、近年横ばいの状況が続いている。

障害のある人の就労を促進するため、教育、福祉、医療、労働などの関係機関が一体となった

施策を講じる必要がある。文部科学省では、厚生労働省と連携し、各都道府県教育委員会等に対し、就労支援セミナーや障害者職場実習推進事業等の労働関係機関等における種々の施策の積極的な活用や、福祉関係機関と連携した就労への円滑な移行などの取組の充実を促している。

## (2) 高等教育等への修学の支援

障害のある人が障害を理由に高等教育への進学を断念することがないように、修学機会を確保することが重要である。このため、文部科学省では、出願資格について、必要に応じて改善することや、合理的配慮の提供により障害のない学生と公平に入学試験を受けられるようにすることなど、適切な対応を求めている。

また、大学・短期大学・高等専門学校（以下本章では「大学等」という。）での障害のある学生の在籍者数が増加傾向にあることや、2024年の改正「障害者差別解消法」による私立を含む全ての大学等での合理的配慮の提供の義務化等を踏まえ、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）」を、各大学等へ周知し、障害のある学生の支援の基本的な考え方等を示している。文部科学省では、高等教育機関全体における障害学生支援体制の推進を図るため、「障害のある学生の修学・就職支援促進事業」を実施している。本事業では、先進的な取組や知見を持つ大学等が中心となり、大学等や関係機関等が参加・連携するプラットフォームを形成し、大学等や学生等からの相談対応や専門的知識を有する障害学生支援の人材育成等を行っている。

独立行政法人日本学生支援機構では、大学等における障害のある学生の状況及びその支援状況についての実態調査、各大学等が適切な対応を行うために参考にできる事例集の周知、理解・啓発促進のためのセミナーや実務者育成のための研修会の開催などを行っている。

大学入学共通テストや各大学の個別試験では、点字・拡大文字による出題、筆跡を触って確認できるレーズライター<sup>7</sup>による解答、文字解答・チェック解答<sup>8</sup>、パソコンやタブレット端末の利用、試験時間の延長、代筆解答、試験問題の読み上げ等の受験上の配慮を実施している。令和8年度大学入学共通テストの受験上の配慮において、より丁寧な情報提供が行えるように、「受験上の配慮案内」の配慮内容や申請書類に関する記載について見直しを行っている。

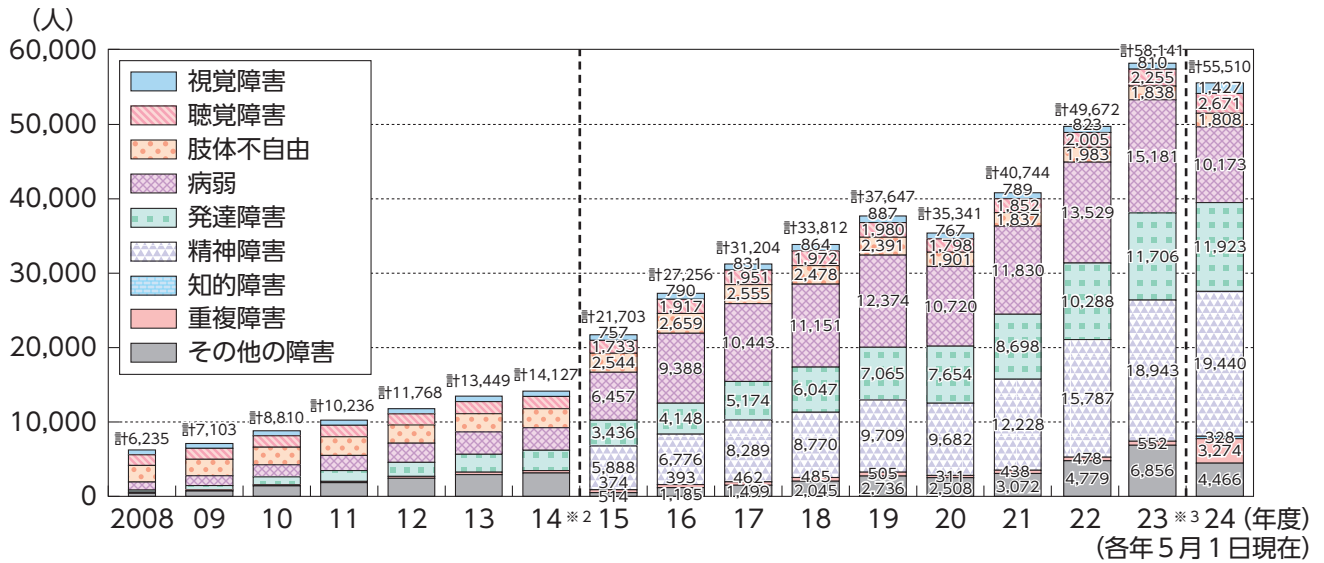
聴覚障害又は視覚障害のある人のための高等教育機関である筑波技術大学（茨城県つくば市）では、「伝わる・伝える」教育を信条に、個々の学生の障害・発達特性に即した教育支援を提供することで、主体的に考え、自律的に行動する力、自立した社会人・職業人として社会に貢献できるコミュニケーション力、多様な文化の理解やグローバルな視野をもって発信・行動する力を身につけた人材の育成に取り組んでいる。同大学で培われた教育支援と情報保障のノウハウは、国内外の教育機関でも広く活用され、聴覚障害・視覚障害のある人に対する高等教育の充実と発展に大きく貢献している。

放送大学では、テレビ・ラジオ放送等で広く大学教育を受ける機会を国民に提供しており、放送授業の字幕放送化の推進や単位認定試験における点字出題や音声出題、試験時間の延長等を行っている。また、知的障害のある人やその支援者への生涯学習支援につながる学習コンテンツの作成に向けた検討を行っている。

7 ビニール製の作図用紙の表面にボールペンで描いた図形や文字がそのままの形で浮き上がるため、描きながら解答者が筆跡を触って確認できる器具。

8 専用の解答用紙に選択肢の数字等を記入・チェックする解答方式

■ 図表 3-7 障害のある学生の在籍者数



- ※1 本調査における「障害学生」とは、「障害者手帳を有する学生及び医師の診断又は健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。
  - ※2 2015年度より「精神障害」をカテゴリーとして独立。(2014年度までは「その他」に含む)
  - ※3 2024年度より「聴覚・言語障害」を「聴覚障害」、「病弱・虚弱」を「病弱」に変更。「知的障害」をカテゴリーとして独立。(2023年度までは「精神障害」に含む)「重複障害」に発達障害と精神障害の重複を計上。(2023年度までは「発達障害」、「精神障害」、「その他の障害」のいずれかに計上)
  - ※4 グラフの数値には、「大学」「短期大学」「高等専門学校」における人数を含む。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び別科生は含まない。
- 出典：令和6年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査（日本学生支援機構）

### (3) 障害のある学生の就職等の支援

障害のある学生の卒業後の福祉的支援も含めた多様な進路選択に対応するには、各大学等で、障害学生支援担当部署とキャリアセンター等が連携し、就職支援に関する情報を効果的に提供することが重要である。文部科学省では、「障害のある学生の修学・就職支援促進事業」において、大学等のキャリア支援担当者向けの研修や大学等や企業、自治体や地域の支援機関等と連携したタウンミーティングを実施し、各大学等における就職に関する情報の収集及び障害のある学生への情報提供の促進に取り組んでいる。

### (4) 地域における学習機会の提供

障害のあるこどもの学校外活動や学校教育終了後における活動等を支援するため、地域における学習機会の確保・充実を図るとともに、障害のある人が地域の人々と共に、地域における学習活動に参加しやすいように配慮を行う必要がある。文部科学省では、公民館や図書館、博物館といった社会教育施設も、「障害者差別解消法」に基づく対応指針の対象とするとともに、障害の有無にかかわらず、全ての人々に利用しやすい施設となるよう、施設に望ましい基準を定めている。

### (5) 生涯を通じた学びの支援

障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現と、障害のある人が、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送れるようにすることが重要である。

文部科学省では、「学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業」として、学校から社会への移行期や人生の各ステージにおける効果的な生涯学習プログラムの開発、実施体制等に関する実践研究及び生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究を行っている。2025年度は、社

会教育施設等を対象に、障害者の生涯学習に係る合理的配慮の実態について、調査を実施した。実践研究には、3つのメニューがあり、31団体を採択している。具体的には、①都道府県が中心となり、市区町村、大学、特別支援学校、社会福祉法人等が参画する「地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築」、②市区町村と民間団体等の多様な関係者が連携する「他分野連携による新たな障害者の生涯学習のモデル・ネットワーク構築」、③高等教育機関等での障害者が学びなおしができる機会創出等を行う「障害者の移行期の学びのモデル構築」がある。

上記研究事業の成果の普及や、学びの場の担い手の育成、障害のある人の学びの場の拡大等を目指し、「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を実施し、2025年度は全国18か所において開催した。2025年10月には、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現に向けた啓発として、「超福祉の学校@SHIBUYA 2025」を、特定非営利活動法人ピープルデザイン研究所との共催で開催した。

2017年度から、障害のある方の生涯学習を支える活動について、その功績を称える文部科学大臣表彰を行っている。2025年度は、「功労者表彰」43件、「奨励活動表彰」8件を表彰した。これらの活動について、被表彰者の取組事例を事例集にまとめホームページで公開し、注目すべき取組は動画で紹介している。



被表彰者による事例発表（バリアフリーミュージカル）  
資料：文部科学省

## 共生社会実現への共助の取組～休眠預金等活用制度での障害者支援の事例

休眠預金等活用制度では、10年以上入出金等の取引がない休眠預金等を活用して、行政が対応困難な社会課題の解決や民間公益活動の自立した担い手の育成を目指している。

2019年度の運用開始以降、①こども若者支援、②生活困難者支援、③地域活性化支援、の3分野に該当する延べ1,500を超える事業に対して支援が行われてきた（2026年1月時点）。障害のある人への支援に活用された事例も多く、本トピックスではその一例を紹介する。

### ① 障害児等の体験格差解消事業（有限会社SHIPMAN（静岡県））

特別支援学校の生徒など心身に障害のあるこどもを対象に、水辺での自然体験などの継続的な提供を通じ、体験格差の解消を目指すとともに、体験を通じた規律や協調性に係る学びを提供する。

2020年度からの3年間で計284人が浜名湖でのダブルハルカヌーやハンザヨットなどの体験プログラムに参加した。また、高等学校や障害者スポーツ団体などとの連携も深め、継続的に体験プログラムを提供できるような環境整備を進めている。

（期間：2020年6月～2023年3月 助成額：3,299,400円）



浜名湖畔でのカヌー体験の様子  
出典：団体提供

### ② 障害者が活躍できる地域循環型ファームパーク構築事業（一般社団法人ローランズプラス（東京都））

「みんなみんなみんな咲け」をコンセプトに、働く意欲を持つ障害のある人が、地域社会・地域経済の一員として活躍できる環境づくりを目指す。

横須賀市に花農園「ローランズファーム」を新たに立ち上げ、障害のある人の就労機会を創出するほか、他社雇用の障害のある人に対しても花栽培・花束制作の技術指導を行い、共に働ける場を作ることで、地域全体での就労機会の創出に貢献している。

また、福祉施設、商品の流通事業者、行政機関等の地域の関係者との間で、障害のある人の就労に関する理解の促進、ネットワークの形成を進めている。

（期間：2023年6月～2026年2月 助成額：19,290,000円）



ひまわり畑と関係者の皆様  
出典：団体提供



制度の詳細は  
こちらから



その他の活用事例は  
こちらから